

体育施設（三瀦・城島地域）

指定管理者募集要項

令和6年6月

久留米市

市民文化部体育スポーツ課

目 次

はじめに	1 P
1 施設の概要	1 P
2 指定管理者が行う業務の範囲	3 P
3 指定期間	4 P
4 利用料金に関する事項	4 P
5 管理運営に要する経費	4 P
6 応募資格及び欠格事項等	5 P
7 応募方法	5 P
8 提出書類	6 P
9 指定管理者の選定及び指定	7 P
10 選定基準	8 P
11 審査項目と配点	8 P
12 選定スケジュール	9 P
13 現地説明会の開催	10 P
14 質問の受付及び回答	10 P
15 申請に係る留意事項	10 P
16 基本協定書及び年度協定書の締結	11 P

はじめに

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び久留米市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成16年久留米市条例第24号)に基づき、次のとおり体育施設(三潞・城島地域)の指定管理者の募集を行います。

1 施設の概要

(1) 久留米市みづま総合体育館

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2593番地1
- ② 休館日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から21時30分
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造2階建
延床面積5,995平方メートル
建築面積5,366平方メートル
開館日 平成21年4月11日
1階 メインアリーナ(1,572㎡) サブアリーナ(633㎡) トレーニング室
軽運動室、研修室(84㎡) 役員室、選手控室(3室)
2階 観客席(メインアリーナ固定416席) ランニングコース(約175m)

(2) 久留米市三潞農業者トレーニングセンター

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2935番地2
- ② 休館日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄筋コンクリート造平屋建
延床面積1,794平方メートル
建築面積1,795平方メートル
建築日 昭和58年10月1日
アリーナ(1,000㎡) 会議室(66㎡) 事務室

(3) 久留米市三潞B&G海洋センタープール

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2925番地4
- ② 利用期間 6月1日から8月31日
(6月1日から7月20日の期間は土日祝のみ利用可)
- ③ 利用時間 9時から21時
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄骨造平屋建
延床面積1,000平方メートル
建築面積1,000平方メートル
建築日 昭和63年7月15日
プール(875㎡) 管理棟(125㎡)

(4) 久留米市三潞B&G海洋センター艇庫

- ① 所在地 久留米市三潞町西牟田6525番地3
- ② 利用期間 7月21日から8月31日(事前予約制)
- ③ 利用時間 9時から17時
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄骨造平屋建
 - 延床面積281平方メートル
 - 建築面積281平方メートル
 - 建築日 昭和63年7月15日
 - 艇庫(200 m²) 管理棟(81 m²)

(5) 久留米市三潞農村運動広場グラウンド

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2725番地
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から21時
※照明設備は、8月10日から9月30日までの間は使用に供しない
- ④ 主な施設概要
 - 延面積11,851平方メートル
 - 200mトラック 管理棟(43 m²) 体育倉庫(116 m²) 照明設備

(6) 久留米市三潞農村運動広場テニスコート

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2925番地4
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時
- ④ 主な施設概要
 - 延面積2,002平方メートル
 - オムニコート(人工芝)2面 照明設備

(7) 久留米市三潞ゲートボール場

- ① 所在地 久留米市三潞町玉満2922番地2
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 11月から2月: 7時から17時
3月から10月: 6時から19時
- ④ 主な施設概要
 - 延面積1,642平方メートル
 - ゲートボール場1面

(8) 久留米市城島体育館

- ① 所在地 久留米市城島町檜津1468番地
- ② 休館日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時
- ④ 主な施設概要
 - ・建物概要 鉄筋コンクリート造2階建

延床面積1, 931平方メートル

建築日 昭和53年4月30日

アリーナ(1,178㎡) ステージ(78㎡) 観覧席(168㎡) 倉庫(38㎡)

(9) 久留米市城島テニスコート

- ① 所在地 久留米市城島町檜津1460番地
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時 ※照明設備は21時30分まで
- ④ 主な施設概要

延面積2, 595平方メートル

オムニコート(人工芝)4面 照明設備

(10) 久留米市城島ゲートボール場

- ① 所在地 久留米市城島町檜津466番地7
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 11月から2月: 7時から17時
3月から10月: 6時から19時
- ④ 主な施設概要

延面積2, 617平方メートル

ゲートボール場3面

(11) 久留米市城島トレーニングセンター

- ① 所在地 久留米市城島町檜津1468番地
- ② 休館日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時
- ④ 主な施設概要

- ・建物概要 鉄筋コンクリート造平屋建

延床面積390平方メートル

建築日 昭和53年3月31日

トレーニング室(300㎡) ミーティングルーム(40㎡) 更衣室(50㎡)

(12) 久留米市城島ふれあい広場

- ① 所在地 久留米市城島町檜津1495番地
- ② 休場日 年末年始(12月28日から翌年1月4日までの日)
- ③ 利用時間 9時から22時 ※照明設備は21時30分まで
※照明設備は、8月13日から9月20日までの間は使用に供しない
- ④ 主な施設概要

延面積29, 295平方メートル

野球・サッカー・ソフトボール 1面 照明設備

2 指定管理者が行う業務の範囲

【体育施設(三潁・城島地域)管理運営業務仕様書】のとおり

3 指定期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間）

4 利用料金に関する事項

(1) 利用料金制

指定管理者の経営努力を発揮しやすくするとともに、指定管理者及び市の事務効率を図るため、地方自治法244条の2第8項の規定に基づく、「利用料金制」を採用します。

なお、利用料金の額は、条例で定める範囲内で、市の承認を得て指定管理者が定めることとします。

利用料金制：公の施設の利用に係る料金を指定管理者の収入として、指定管理者をもって收受させる制度（指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を市の会計に払い込む必要がない。）

(2) 利用料金の免除及び補填について

久留米市体育施設条例（昭和41年久留米市条例第11号）第14条、久留米市体育施設使用料等の減免及び還付に関する規則（平成14年久留米市規則第34号）第2条、三潴農業者トレーニングセンター条例（平成16年久留米市条例第77号）第12条、久留米市三潴農業者トレーニングセンター条例施行規則（平成17年久留米市規則第24号）第7条、三潴B&G海洋センター条例（平成16年久留米市条例第117号）第11条、久留米市三潴B&G海洋センター使用料及び還付に関する規則（平成17年久留米市規則第21号）第2条、三潴農村運動広場条例（平成16年久留米市条例第78号）第10条、久留米市三潴農村運動広場条例施行規則（平成17年久留米市規則第25号）第7条、城島トレーニングセンター条例（平成16年久留米市条例第116号）第10条、久留米市城島トレーニングセンター使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年久留米市規則第19号）第2条、城島ふれあい広場条例（平成16年久留米市条例第114号）第10条、久留米市城島ふれあい広場使用料の減免及び還付に関する規則（平成17年久留米市規則第20号）第2条の規定による利用料金の減免の申請がなされた場合には、利用料金の免除を行わなければならないものとします。

なお、市による免除相当分の補填はしないものとします。

5 管理運営に要する経費

(1) 指定管理料

施設の管理に係る全ての経費は、利用料金、指定管理料及びその他の収入をもって充てることとします。各年度の指定管理料は、業務計画に掲げる収支計画の中で、収支の差引額を基本とします。（令和4年度、令和5年度の決算額を別資料として添付します。）

また、指定管理料は、原則として精算方式とはせず、定額払い方式とします。具体的な指定管理料の金額及び支払い方法については、締結する協定書によって定めるところにより、分割払い（月払い）とします。

定額払い方式：管理経費を経営努力により節減した場合は収益に、管理経費が増大した場合は損失となる。利用料金収入の増減分は、そのまま指定管理者の収益または損失となる。

精算方式：指定管理料に不足があれば追給し、余剰があれば返還させる方式をいう。

(2) 指定管理料の債務負担行為

施設に係る5年間の指定管理料の限度額(債務負担行為)は、下記のとおりです。

事項	期間	限度額(5年間)
体育施設(三瀨・城島地域) 指定管理料	令和7年度から令和11年度まで	407,020千円

指定管理料の限度額(債務負担行為)の範囲内で、「収支計画書」により、指定期間の指定管理料を提案してください。

6 応募資格及び欠格事項等

指定期間中、安全かつ円滑に施設を管理運営できる法人・その他団体等(NPO法人、市民団体等)が対象で、法人格の有無は問いません。

また、複数の団体等により構成されたグループ(共同企業体)による応募も可能とします。

なお、グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。

ただし、次の(1)から(6)のいずれかに該当する団体(グループで応募する場合にあっては、その構成団体のいずれかが(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)のいずれかに該当する団体)は応募できないものとします。応募後に該当することが判明した場合は失格とします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に該当する法人その他の団体等

(2) 久留米市内に事務所または事業所を有していない法人その他の団体等

(3) 税(国税及び地方税)を滞納している法人その他の団体等

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による更生または再生手続きを開始している法人その他の団体等

(5) 久留米市から指名停止措置を受けている法人その他の団体等

(6) 次に掲げる者が、支配人、無限責任社員、取締役、監査役若しくはこれに準ずる地位に就任し、または、実質的に経営等に関与している法人その他の団体等

① 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者

② 地方自治法第244条の2第11項の規定により、本市または本市以外の地方自治体において、指定管理者の指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過しない者

③ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団又は暴力団員若しくはそれらと密接な関係を有する者

(7) 複数の団体等により構成されたグループ(共同企業体)による応募で、次に掲げるその他の団体等

① 単独で応募した団体が、グループ(共同企業体)による応募の構成団体になること。

② 複数のグループ(共同企業体)による応募の構成団体になること。

③ 意思決定等を行う本社等の機能を市内に有する団体が構成団体に含まれていないグループ

(8) 審査の結果、管理運営能力が明らかに欠けていると判断される場合や、提案額が指定管理料の限度額(債務負担行為)を上回っている場合は、他の項目の評価を待たずに失格となります。

7 応募方法

(1) 応募書類の配布

配布 期間	令和6年6月14日（金）から令和6年8月30日（金）まで ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日を除く
配布 場所	〒830-0042 久留米市荘島町11番地1（荘島体育館2階） 久留米市市民文化体育スポーツ課 電 話：0942-30-9226 FAX：0942-38-2259 E-mail：taiikusp@city.kurume.lg.jp ※配布資料は市ホームページからダウンロードが可能です。
配布 資料	①体育施設（三潴・城島地域）指定管理者募集要項（本書） ②体育施設（三潴・城島地域）管理運営業務仕様書 ③指定管理者指定申請書（第1号様式） ④共同企業体の構成団体一覧（様式1） ⑤応募資格に係る申立書（様式2） ⑥管理運営業務計画書（様式3） ⑦管理に係る収支計画書（様式4） ⑧質問書（様式5） ⑨委任状（様式6）

(2) 提出期間及び提出先

提出 期間	令和6年8月16日（金）から令和6年8月30日（金）まで ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜・祝日は除く
提出 先	〒830-0042 久留米市荘島町11番地1（荘島体育館2階） 久留米市市民文化体育スポーツ課 電 話：0942-30-9226 FAX：0942-38-2259 E-mail：taiikusp@city.kurume.lg.jp ※配布資料は市ホームページからダウンロードが可能です。

(3) 提出部数

正本1部及び副本（コピー可）10部の計11部を提出してください。

なお、用紙サイズはA4サイズに統一し、次項に示す提出書類の項目順にインデックスを付け、左とじでファイル（フラットファイル等）につづり、表紙及び背表紙に当該施設名称、団体名称、正本及び副本がわかるように明記してください。ただし、他の機関が発行する証明書類等で原本がA4サイズと異なる場合は、副本のみA4サイズで統一してください。

(4) 提出方法

提出期間内に持参または郵送（「指定管理者申請書類在中」及び応募団体名を明記し、「一般書留」「簡易書留」など配送等が確認できる方法で送付）により提出してください。
郵送による場合は、令和6年8月30日（金）午後5時15分までに必着とし、配送等が確認できる方法で送付してください。

8 提出書類

提出する書類は、次に掲げる項目とします。

なお、グループ応募申請を行う場合は、共同企業体の構成団体一覧（様式1）及び構成する団体すべてに係る②、⑤、⑥、⑦の書類を併せて提出してください。

また、申請等を本社ではなく支社、事業所、事務所等で行う場合には、委任状（様式6）を併せて提出してください。

なお、市は暴力団排除のため、指定管理者及び指定管理者に応募したものについて、必要に応じて提出された書類等に基づき警察に照会することがあります。

①指定管理者指定申請書（第1号様式）

②応募資格を有することを証する書類

㊦団体の定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

㊧法人にあっては、当該法人の登記事項証明書（写しでも可）

㊨現在、国・都道府県・市町村税等の滞納が無いことが証明できるもの（直近1年分）

（法人税、消費税・地方消費税、法人事業税、法人市民税、固定資産税及び軽自動車税事業所税について滞納がないことを証明する書類）

※課税されていない団体等は、応募資格に係る申立書（様式2）の該当欄に記載すること。

※委任を受けた場合には、国税は本社所在地の税務署の証明書を、県税及び市町村税は受任地の証明書を提出してください。

㊩役員名簿（氏名、読み仮名、生年月日及び性別が記載されたもの）

㊪応募資格に係る申立書（様式2）

※令和6年6月14日現在の資料とします。また、証明書等については、発行から3ヶ月以内のものとしします。

③管理運営業務計画書（様式3）

④管理に係る収支計画書（様式4）

※消費税率は10%を前提とします。

⑤団体の経営状況を証明する書類（事業報告書、収支（損益）計算書、貸借対照表、財産目録又はこれらに相当する書類）

※直近の会計年度1期分（収支（損益）計算書及び貸借対照表については、直近の会計5期分）

※提出いただいた書類の内容について別途問い合わせをさせていただく場合があります。

⑥パンフレット等団体の概要がわかるもの

⑦その他必要と思われる書類（類似の事業（官公庁から委託を受けた事業等）の活動実績に関する書類等）

※必要に応じて団体の活動実績や組織図、資格証明書、許可書等を追加で求めることがあります。

提出された申請書類は情報公開制度の対象であり、請求に対する公開・非公開の決定については、久留米市情報公開条例（平成13年久留米市条例第24号）に基づいて行います。

9 指定管理者の選定及び指定

(1) 選定方法

体育施設（三潞・城島地域）指定管理者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設け、選定基準に基づく総合的判断により指定管理者候補者（優先交渉権者）及び第2順位の候補者を選定します。

(2) 一次審査

一次審査は書類審査とします。審査結果は、審査後速やかに全ての受審者に文書で通知します。

(3) 二次審査

一次審査通過者に、二次審査（プレゼンテーション審査（20分程度を想定））を実施します。

- ① 二次審査は、団体等の代表者又は代理者を含めて3名以内の出席とします。
- ② 二次審査の日時・会場等は、決定次第速やかに文書で通知します。
- ③ 二次審査の結果は、決定後速やかに全ての受審者に文書で通知します。

(4) 結果の公表

審査結果は、市のホームページで公表します。公表内容は、団体名称、評価、採点表です。

(5) 指定管理者の指定

正式な決定（指定管理者の指定）は、久留米市議会の議決を受けた後となります。（令和6年12月を予定しています。）

ただし、議決を経るまでの間に、指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにおいて生じる一切の損害の賠償等に関する請求はできないものとします。

なお、選定基準に基づく総得点及び項目ごとに最低基準を別に定めることとし、この最低基準に到達する提案者が1団体もなかった場合は、必要な期間を定め、再度、業務計画書等の必要書類の提出を求め、2回目の審査を行います。また、これらの審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

10 選定基準

次に掲げる項目のいずれにも該当するもののなかから指定管理者の候補者を選定します。

- (1) 業務計画書等による施設の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであること。
- (2) 業務計画書等の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。
- (3) 業務計画書等の内容が、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (4) 業務計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (5) 地域経済を活性化することに寄与することが認められること。

11 審査項目と配点

指定管理者候補者の選定は、以下の審査項目と配点（委員1人あたり）に基づく総合点数方式により行います。

審査項目・配点		
1	業務計画書等による施設の運営が、住民の利用に関し公平性を確保することができるものであるか	20点
	① 市が示した「管理運営に関する基本的な考え方」を理解しているか	5点
	② 平等な利用を図るための対策等は適切か。障害者に対する合理的配慮の提供についての対応は適切か	5点
	③ 情報公開・個人情報保護にかかる措置は適切か	5点
	④ 防犯、防災対策など非常時の危機管理体制が適切か	5点
2	業務計画書の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであるか	35点

	① 施設の利用促進策に具体的なプランがあるか	5点
	② 利用者が安心安全に施設を利用できるよう配慮されているか	5点
	③ 利用者の満足度向上のため適切なサービスの提供ができるか	5点
	④ 利用者の要望の把握及び事業への反映について配慮は適切か	5点
	⑤ 利用者からの苦情に対する対策が十分に検討されているか	5点
	⑥ スポーツ実施率向上（特に障害のある方及び20代から50代といった若者世代）や地域の活性化に取り組む具体的な考えはあるか	5点
	⑦ 地域の総合型地域スポーツクラブとの連携について配慮されているか	5点
3	業務計画書等の内容が、その管理に係る経費の縮減が図られるものであるか	15点
	① 収支計画が適切で、経費の節減を図られる見込みがあるか	5点
	② 省エネや環境負担の軽減に配慮しているか	5点
	③ 利用料金収入、自主事業等収入を向上される見込みがあるか	5点
4	業務計画書等に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであるか	25点
	① 団体等の財務状況は健全か	5点
	② 類似施設を良好に運営した実績はあるか	5点
	③ 管理を安定的に行うために適切な職員配置・採用計画があるか。また、職員の指導育成、研修体制は十分か	5点
	④ 人件費の設定は適切か	5点
	⑤ 責任体制や会計処理体制など職員体制は十分か	5点
5	地域経済を活性化することに寄与することが認められるか	5点
	① 地域経済の活性化につながる施設の管理運営方法や地域の雇用創出など地域経済への波及効果が見込めるか	5点
総配点		100点

12 選定スケジュール

令和6年	6月14日（金）	告示・募集要項等資料配布・質問書受付開始
	7月10日（水）	現地説明会参加申込締切
	7月12日（金）	現地説明会
	8月2日（金）	質問書受付終了
	8月9日（金）	質問回答最終日
	8月16日（金）	応募受付開始
	8月30日（金）	応募受付終了
	9月上旬（予定）	一次審査（書類審査）
	10月上旬（予定）	二次審査（面接審査・プレゼンテーション）
	10月下旬（予定）	指定管理者候補者（優先交渉権者）の決定
	11月中旬（予定）	優先交渉権者との業務の詳細について協議、仮協定の締結
	12月定例議会議決後	指定管理者の指定
令和7年	1月以降	翌年度の年度協定内容等の協議、引継等
	4月1日（火）	年度協定の締結・管理開始

1 3 現地説明会の開催

応募方法、提案書類、指定管理業務及び現場の状況等について説明会を開催します。

- (1) 日時 令和6年7月12日(金) 14時から 2時間程度
- (2) 場所 みづま総合体育館 軽運動室
(久留米市三潞町玉満2593番地1)
- (3) 参加者等 1団体等につき2名まで
- (4) 申込方法 令和6年7月10日(水)午後5時15分までに、久留米市市民文化体育スポーツ課(公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ)へ、団体名、役職名、氏名、連絡先を郵送、FAX、メールのいずれかにて申込みを行ってください。その際の様式は問いませんが表題に「指定管理者現地説明会参加」と明記してください。

※本説明会への参加は任意です。(応募の必須要件ではありません。)

※本説明会においては、質疑は行いません。質問については、次項の「質問受付及び回答」により行ってください。

1 4 質問の受付及び回答

- (1) 質問受付期間
令和6年6月14日(金)から令和6年8月2日(金)まで
(ただし、午前8時30分から午後5時15分までとし、土曜・日曜は除く)
- (2) 提出方法
質問書(様式5)により、久留米市市民文化体育スポーツ課(公募に係る書類等の配布場所・提出先と同じ)へ、郵送、FAX、持参、電子メールのいずれかにて提出してください。
ただし、郵送による場合は、令和6年8月2日(金)午後5時15分までに必着とし、配送が確認できる方法で送付してください。なお、電話での受付は行いません。
- (3) 回答方法
質問受付後随時、令和6年8月9日(金)までに市のホームページに回答を掲載します。
なお、質問に対する回答は、本募集要項を補足するものとします。

1 5 申請に係る留意事項

- (1) 接触の禁止
応募団体等が本案件の応募に関し、選定委員会委員、その他本件選定手続きの関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められたときは、失格とする場合があります。
- (2) 申請に要する費用の負担
申請に係る経費は、全て応募団体等の負担とします。
- (3) 応募書類の著作権及び公表
申請書類の著作権は申込者に帰属しますが、指定管理者候補者の選定後、久留米市情報公開条例に基づき開示が必要な場合は、久留米市は全ての応募団体等の応募書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。
なお、知的財産権に該当する権利については、各種法律の規定に基づきます。

(4) 応募書類の取り扱い

市が受領した応募書類は、理由の如何にかかわらず返却しません。また、市が受領した応募書類は、軽微な修正を除き、変更は認めません。

(5) 応募書類等の虚偽等による失格

応募書類等に虚偽の記載があった場合、又は関係法令（条例、規則を含む）の規定に違反している場合は失格とします。

(6) 応募辞退

市が応募書類を受領した後、応募を辞退する場合は、辞退届（様式は任意）を提出してください。

(7) 提案額

提案額が指定管理料の限度額（債務負担行為）を上回っている場合は失格となります。

(8) 追加書類の提出

市が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(9) 複数提案の禁止

ひとつの団体等が複数の提案をすることはできません。

16 基本協定書及び年度協定書の締結

最優秀提案者は指定管理者候補者として仮基本協定を締結します。その後、久留米市議会の議決を経て指定管理者を指定したときに、この協定は成立し、仮基本協定書は書き換えることなく基本協定書とするものとします。

指定管理者候補者は、暴力団排除に係る条項を記載した誓約書を提出することとなっています。当該仮基本協定書の確定は、仮基本協定書に双方が記名押印するとともに、指定管理者候補者が誓約書に記名押印したときとします。なお、仮基本協定書及び年度協定書への印紙貼付の要否については、指定管理者候補者が税務署に確認を行い、対応することとします。

年度協定書については、基本協定書に基づき締結します。